

盛岡広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年1月25日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1） 路線名 106号
  - （2） 供用開始の区間
    - ア 盛岡市川目第6地割90番133地先から51番2地先まで
    - イ 盛岡市川目第6地割71番1地先から73番1地先まで
    - ウ 盛岡市川目第6地割90番20地先から第7地割162番2地先まで
    - エ 盛岡市川目第2地割22番5地先から第4地割76番2地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成23年1月25日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年1月25日から同年2月25日まで
- 2（1） 路線名 455号
  - （2） 供用開始の区間
    - ア 盛岡市上米内字赤坂1番26地先から字道ノ下27番3地先まで
    - イ 盛岡市上米内字赤坂14番6地先から字道ノ下4番5地先まで
    - ウ 盛岡市玉山区藪川字外山24番80地先から6番地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成23年1月25日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年1月25日から同年2月25日まで